

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年 8 月31日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co. ,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 隆盛
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 菊本 健司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 394,999,217円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	281,539株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成29年8月31日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社の普通株式(以下「本自己株式」といいます。)の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	281,539株	394,999,217	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	281,539株	394,999,217	-

(注) 1. 本自己株式処分は、第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、金銭以外の財産を出資の目的とする現物出資によるものです。当該現物出資の目的とする財産の内容及びその価額は、以下の不動産(以下「本不動産」と総称します。)です。

(土地)

所有者	所在	地番	地目	地積(m ²)	価額
田村 隆盛氏	山口県山陽小野田市大字千崎字小富山	136番6	宅地	58.32	本不動産全体で 394,999,217円
	山口県山陽小野田市大字千崎字小富山	136番12	宅地	112.90	
	山口県山陽小野田市大字千崎字小富山	136番14	宅地	2218.20	
	山口県山陽小野田市大字千崎字江ノ汐	128番2	宅地	2573.37	
	山口県山陽小野田市大字千崎字江ノ汐	128番4	宅地	4.71	
	山口県山陽小野田市大字高畑字西百歩田	3番3	宅地	2994.76 のうち2441.76	
	山口県山陽小野田市大字高畑字西百歩田	3番5	宅地	635.39	
	山口県山陽小野田市大字高畑字西百歩田	4番1	宅地	2760.60	
	山口県山陽小野田市大字高畑字西百歩田	5番2	宅地	334.45	
	山口県山陽小野田市大字高畑字鎌田	2番4	宅地	49.31	
	山口県山陽小野田市大字千崎字東一	89番4	鉱泉地	62.98	

(建物)

所有者	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)	価額
田村 隆盛氏	山口県山陽小野田市大字千崎字江ノ汐128番地2 山口県山陽小野田市大字千崎字小富山136番地12、136番地14 山口県山陽小野田市大字高畑字西百歩田3番地3、3番地5、4番地1	128番2 (主である建物)	宿泊所	鉄筋コンク	1階 2397.37	本不動産全体で 394,999,217円
				リート造陸屋 根地下1階付 4階建	2階 2159.63 3階 1324.38 4階 90.68 地下1階 135.67	
		附属建物	機械室	鉄筋コンク リート造陸屋 根平家建	6.77	
			物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	8.10	
	山口県山陽小野田市大字千崎字東一89番地4	89番4	ポンプ室	鉄筋コンク リート造陸屋 根平家建	8.96	

4. 本不動産の価額について

本自己株式処分は、本不動産を出資の目的とする現物出資によるものです。

当社は、発行価額の公平性を担保するため、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「3 発行条件に関する事項」の「(1) 本不動産鑑定評価書及び本専門家証明書の取得並びに本不動産価額の決定に至る経緯」のとおり、()当社並びに()当社の代表取締役であり、支配株主でもある田村隆盛氏(以下「田村氏」といいます。)及び()田村氏の配偶者である田村由実子氏が唯一の株主であり、代表取締役でもあるナチュラルグリーンリゾート株式会社(以下「ナチュラルグリーンリゾート」といいます。)との間に重要な利害関係を有しない独立した第三者である不動産鑑定士高崎幸恵氏作成の不動産鑑定評価書(以下「本不動産鑑定評価書」といいます。)を平成29年7月28日付で取得の上、本不動産の価額(以下「本不動産価額」といいます。)を決定いたしました。

なお、会社法第199条第1項第3号の規定に基づき、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を定めなければならないが、原則として、裁判所が選任する検査役による現物出資財産の価額の調査が必要となりますが、会社法第207条第9項第4号の規定に基づき、例外的に、現物出資財産が不動産である場合には不動産鑑定士の鑑定評価に加え、現物出資財産の価額が相当であることについて、専門家(弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人)の証明を受けた場合には、検査役による調査を要しません。

本自己株式処分には、上記のとおり不動産鑑定士作成の不動産鑑定評価書を取得するとともに、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「3 発行条件に関する事項」の「(1) 本不動産鑑定評価書及び本専門家証明書の取得並びに本不動産価額の決定に至る経緯」のとおり本不動産価額の相当性について、当社、田村氏及びナチュラルグリーンリゾートとの間に重要な利害関係を有しない独立した第三者である公認会計士太鼓地英史氏作成の証明書(以下「本専門家証明書」といいます。)を平成29年8月31日付で取得しているため、検査役による調査を行いません。

5. 本不動産につきましては、本書提出日現在、以下のとおり、抵当権(根抵当権を含み、以下「本抵当権」といいます。)が設定されておりますが、当社は、田村氏との間で、田村氏が、平成29年9月20日までに、本抵当権に係る抵当権者をして、本抵当権を抹消させる旨を書面により合意しております。そのため、本不動産鑑定評価書は、本不動産について本抵当権が設定されていない正常価格により鑑定評価を行っております。

(土地)

抵当権	平成20年7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7146号
債務者	ナチュラルグリーンリゾート株式会社
抵当権者	株式会社山口銀行
抵当権	平成20年7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7147号
債務者	ナチュラルグリーンリゾート株式会社
抵当権者	株式会社三菱東京UFJ銀行
抵当権	平成20年7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7148号
債務者	ナチュラルグリーンリゾート株式会社
抵当権者	西中国信用金庫
根抵当権	平成20年8月28日 第13286号 共同担保 目録(し)第7290号
債務者	田村 隆盛
根抵当権者	オリックス株式会社

(につき、根抵当権一部移転仮登記：平成21年 8月19日 第11768号 権利者 オリックス・ローン事務センター株式会社)

(建物)

抵当権 平成20年 7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7146号
 債務者 ナチュラルグリーンリゾート株式会社
 抵当権者 株式会社山口銀行
 抵当権 平成20年 7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7147号
 債務者 ナチュラルグリーンリゾート株式会社
 抵当権者 株式会社三菱東京UFJ銀行
 抵当権 平成20年 7月30日 第11720号 共同担保 目録(し)第7148号
 債務者 ナチュラルグリーンリゾート株式会社
 抵当権者 西中国信用金庫
 根抵当権 平成20年 8月28日 第13286号 共同担保 目録(し)第7290号
 債務者 田村 隆盛
 根抵当権者 オリックス株式会社

(につき、根抵当権一部移転仮登記 平成21年 8月19日 第11768号 権利者 オリックス・ローン事務センター株式会社)

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,403	-	100株	平成29年 9月21日	-	平成29年 9月21日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本自己株式処分は、本不動産を出資の目的とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
 4. 本不動産を出資の目的とする現物出資は、本不動産の所有権移転登記手続をする方法により給付するものいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルファクス・フード・システム 管理部	山口県山陽小野田市千崎128番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	12,800,000	-

(注) 1. 本自己株式処分は、本不動産を出資の目的とする現物出資によるものであり、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本不動産鑑定書の取得費用100万円、本専門家証明書の取得費用30万円、本不動産の所有権移転登記関連費用750万円及び弁護士費用400万円等です。

4. 当社は、田村氏から、払込期日までに本不動産の所有権移転登記手続に必要な書類の引渡しを受けることとなっております。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本不動産を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」のとおり、当社は、本不動産を、引き続き本社機能を有する事業拠点として利用するとともに、今後、ナチュラルグリーンリゾートから譲受予定のホテル事業(以下「本事業」といいます。)の運営拠点として利用してまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	田村 隆盛
住所	山口県宇部市
職業の内容	当社の代表取締役社長

b. 割当予定先との間の関係

出資関係	田村氏は、本書提出日現在、当社の普通株式1,135,400株(議決権数11,354個)(発行済株式総数2,513,800株に対する割合:45.17%(注1)。総議決権数21,820個に対する割合:52.03%)を有する支配株主であります。
人事関係	田村氏は、当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、本書提出日現在、田村氏の配偶者が議決権の全てを所有しているナチュラルグリーンリゾートとの間において、田村氏が同社に対して賃貸している本不動産の賃借取引、当社によるホテル施設の利用に係る取引、当社によるナチュラルグリーンリゾートに対するASP(注2)の提供取引を行っております。

(注1) 「発行済株式総数に対する割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しております。割合の計算について以下同じです。

(注2) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)

アプリケーションソフトの期間貸し。ASP利用者であるユーザーが、インターネットを利用してASPサービス提供企業が所有するサーバーにあるアプリケーションソフトウェアの機能を利用できるサービス。ユーザーはASPを利用することで、高価なクライアントサーバーを自社で開発する初期費用と時間が節約され、恒常的には、システムのバージョンアップ費用、システムの保守・メンテナンス費用、店舗における各種データ入力の作業負担、本社におけるデータの加工・分析の作業負担が大幅に軽減されます。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、山口県山陽小野田市千崎128番地に所在する本不動産の一部に実質的な本社機能をおき、「食文化の発展に情報システムで貢献する」ことを事業ポリシーとして、外食業界に特化した基幹業務システムのASPの提供から、飲食店店舗にて利用するPOSシステム(注1)、オーダーエントリーシステム(注2)の自社企画商品の販売及び周辺サービスの提供までをワンストップで行っており、外食産業を主な顧客層としてその事業を展開しております。

(注1) POSシステム(Point of Sales System「販売時点情報管理システム」)

店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステム。当社は、これまで多くの国内主要POSシステムの通信処理や、フォーマットを研究し基幹業務処理に応用してきた過程で従来POSの非効率性(外食アンマッチ)を改善し、コスト削減と実務向上を目指して、外食業界専用に自社で企画したPOSシステムの販売を行っております。

(注2) オーダーエントリーシステム

外食店舗において、来店客からの注文を入力し注文内容をリアルタイムに厨房へ伝えるとともに、会計時には注文情報をPOSへ伝送することで即時に飲食代金を精算できるようにするための店舗業務効率化システム。

当社の顧客層である外食産業におきましては、マーケット全体の市場規模は数年間横ばいが続いているものの、売上上位企業の業界内シェアは年々増加の傾向にあります。大手外食企業間の競争は激化しており、企業にとって収益力の向上、コスト競争力の強化、トレンドを迅速かつ確につかむ力が成長のカギとなっております。

そのため、当社においても、このような外食産業間の競争の激化に伴い、顧客のニーズに応えるに足りる製品やサービスを、安定的かつ長期的に提供していくことが重要な経営課題となっております。

このような中で、平成29年6月下旬、当社の代表取締役社長である田村氏及びナチュラルグリーンリゾートの代表取締役である田村由実子氏より、田村氏を除く当社の取締役に対して、当社が本不動産を取得するとともに、本不動産においてナチュラルグリーンリゾートが運営している本事業を当社が承継することについて提案を受けたため、当社による本不動産の取得及び当該本事業の承継の可能性について慎重に検討するとともに、複数回にわたって田村氏及び田村由実子氏との間においても協議を行いました。その結果、当社は、()当社の本社機能を有する本不動産については、田村氏の配偶者である田村由実子氏が代表取締役であり、かつ、議決権の全てを有しているナチュラルグリーンリゾートが田村氏から本不動産を賃借した上で、当社がナチュラルグリーンリゾートから本不動産の一部を転借することにより利用しており、当社とナチュラルグリーンリゾートとの間においては、重要な事業拠点に関連して、関連当事者取引が存在する状況が続いており、当社が本不動産を取得するとともに、本不動産においてナチュラルグリーンリゾートが運営している本事業を承継することにより、当社とナチュラルグリーンリゾートとの間の関連当事者取引を解消し、当社の事業運営の透明性及び客観性を改善する契機となること、()ホテル運営には宿泊客への食事の提供を始め、当社の主な顧客である外食産業に関連する多くのノウハウが含まれることから、当社がナチュラルグリーンリゾートの運営する本事業を承継し、運営することを通じて、当社の主な顧客である外食産業の求めるニーズの適時的確な把握や当社の新たな製品・サービスの試験的な運用等も可能となり、当社の既存事業とも相乗効果が見込まれることなどから、当社が田村氏から本不動産を取得するとともに、本不動産においてナチュラルグリーンリゾートが運営している本事業を当社が承継することは、当社の企業価値向上に資するものであると判断するに至りました。

また、当社は、平成29年3月31日現在、331,634株を保有しているところ、当該自己株式を対価として第三者割当を行うことにより、当社による現預金の支出を伴わずに本不動産を取得することができること、また、仮に、現預金を支出して本不動産を取得した場合、その価額の大きさに鑑みて、当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性があることから、本不動産の取得方法については、自己株式を対価とする現物出資の方法が望ましいと判断するに至りました。

以上の判断を踏まえ、当社は、本不動産の所有者である田村氏を本自己株式処分の処分先として選定いたしました。

なお、当社は、本不動産の取得に伴い、ナチュラルグリーンリゾートから本不動産による本事業を承継いたしますが、当該事業の承継の詳細については、平成29年8月31日公表の「ホテル運営事業の譲受に関するお知らせ」をご参照ください。

(注) 本不動産には、当社の本社機能及びナチュラルグリーンリゾートが運営している本事業と関連しない土地又は建物は含まれておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

当社の普通株式 281,539株

e. 株式等の保有方針

当社は、田村氏より、本自己株式処分により取得する株式を長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、田村氏が所有する本不動産を出資の目的とする現物出資によるものです。本不動産については、登記簿謄本により田村氏の所有を確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、田村氏について、当社代表取締役社長であることから、専門の調査機関等による調査は行っておりませんが、暴力団等の反社会的勢力等とは一切関係がないこと及び将来におきましても反社会的勢力等と一切関係を有しないことを面談により改めて直接確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 本不動産鑑定評価書及び本専門家証明書の取得並びに本不動産価額の決定に至る経緯

当社は、本不動産価額を決定するに当たり、当社並びに田村氏及びナチュラルリゾートとの間に重要な利害関係を有しない独立した第三者である不動産鑑定士高崎幸恵氏に対して、本不動産価額の鑑定評価を依頼し、平成29年7月28日付で本不動産鑑定評価書を取得しました。

本不動産鑑定評価書は、大要、本不動産の積算価格(価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、当該再調達原価について減価修正を行って対象不動産の試算価格を求める手法における当該試算価格をいいます。)及び収益価格(対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより対象不動産の試算価格を求める手法における当該試算価格をいいます。)を算定したうえで、価格形成要因である一般的要因の分析、地域要因の分析及び個別分析等を踏まえて当該積算価格及び収益価格を調整する方式により、本不動産価額を414,820,000円(ポンプ室以外の建物:344,400,000円、鉱泉地以外の土地:64,600,000円、鉱泉地及びポンプ室:5,820,000円)と評価しています。

なお、本不動産につきましては、本書提出日現在、本抵当権が設定されておりますが、当社は、田村氏との間で、田村氏が、平成29年9月20日までに、本抵当権に係る抵当権者をして、本抵当権を抹消させる旨を書面により合意しております。そのため、本不動産鑑定評価書は、本不動産について抵当権が設定されていない正常価格により鑑定評価を行っております。

当社は、本不動産鑑定評価書の結果を踏まえ、田村氏との間において複数回にわたって協議及び交渉を行った結果、平成29年8月31日開催の当社取締役会において、当社の取締役のうち田村氏を除く取締役2名が全員出席し、出席取締役の全員一致により、本不動産価額を394,999,217円と決定いたしました。

また、当社は、会社法第207条第9項第4号の規定に基づき、本不動産価額の相当性に関して、当社並びに田村氏及びナチュラルグリーンリゾートとの間に重要な利害関係を有しない独立した第三者である公認会計士太鼓地英史氏から平成29年8月31日付で本不動産価額を394,999,217円として当社取締役会が決定した場合には当該決定された本不動産価額は相当である旨の本専門家証明書を取得しております。

(2) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の1株あたりの処分価格(以下「本処分価格」といいます。)につきましては、当社は、当社の市場株価の変動状況等に鑑み、特定の時点ではなく一定期間の終値平均価額が当社の株式価値を適正に反映していると判断し、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成29年8月30日)を基準日として、基準日の終値に加えて、直近1か月間(平成29年7月31日から同年8月30日まで)、直近3か月間(平成29年5月31日から同年8月30日まで)及び直近6か月間(平成29年3月1日から同年8月30日まで)の東京証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の終値平均価額(小数点以下を四捨五入。終値平均価額について以下同じ。)を算出し、そのうち最も高額であった直近3か月間の終値平均価額1,403円と同値である1,403円といたしました。

以上の処分価格の算定方法につきましては、当社監査役3名から適正かつ妥当であり、本自己株式処分が有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

なお、本処分価格については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,134円に対する乖離率は23.72%であり、当該直前営業日までの1か月間の終値の平均価額1,368円に対する乖離率は2.56%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額1,286円に対する乖離率は9.10%となっております。

(3) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本自己株式処分に係る処分株数281,539株(議決権2,815個)は、平成29年3月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数2,513,800株に対して11.20%(議決権総数21,820個に対して12.90%)の割合で、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」とおり、本不動産を当社が取得することとなる本自己株式処分は当社の企業価値向上に資するものと考えており、かかる企業価値の向上は、ひいては既存株主の利益保護につながるものであること、また、本不動産価額は本不動産鑑定評価書の評価額よりも低い価額とし、また、本処分価格は、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成29年8月30日)を基準日として、基準日の終値に加えて、直近1か月間、直近3か月間及び直近6か月間の当社の普通株式の終値平均価額のうち最も高額な金額にそれぞれ設定されており、当社にとって有利な条件といえることに鑑みれば、本自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
田村 隆盛	山口県宇部市	1,135,400	52.03	1,416,939	57.52
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	199,300	9.13	199,300	8.09
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	59,300	2.72	59,300	2.41
KBL EPB S.A.107704	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG	51,800	2.37	51,800	2.10
渡邊 定雄	東京都板橋区	39,000	1.79	39,000	1.58
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	26,100	1.20	26,100	1.06
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	23,300	1.07	23,300	0.95
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	22,600	1.04	22,600	0.92
井垣 弘	東京都世田谷区	22,200	1.02	22,200	0.90
渡邊 毅人	東京都板橋区	19,500	0.89	19,500	0.79
計	-	1,598,500	73.26	1,880,039	76.32

(注)1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年3月31日現在の株主名簿を基に作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を平成29年3月31日現在の総議決権数(21,820個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,815個)を加えた数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月31日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年8月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）の提出日（平成28年12月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月31日）までの間において、以下の臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

（平成28年12月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成28年12月27日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された日

平成28年12月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加及び責任限定契約の対象の変更を行うものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人に監査法人大手門会計事務所を選任するものであります。

(3) 当該、決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	14,910	85		（注）1	可決（99.4）
第2号議案	14,933	41	21	（注）2	可決（99.5）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月27日 中国財務局長に提出
第3四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月26日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

監査法人ソニック

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 勝 美 印

業務執行社員 公認会計士 松 本 和 久 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルファクス・フード・システムの平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アルファクス・フード・システムが平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武川 博一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石田 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成28年8月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成28年12月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。